



【調査・レポート】

2010 年 3 月期「内部統制報告書」分析結果報告

レキシコム総合研究所・株式会社レキシコム

レキシコム総合研究所では、2009 年 3 月期に引き続き、2010 年 3 月期においても 7 月 1 日に内部統制報告書の分析結果を速報としてリリースしました。

速報に引き続き、本年もさらに詳細に分析して、正確性を高める作業を行い、提出された企業の内部統制報告書の評価結果について取り纏めを行いました。今期は二年目であることから、前期提出した企業との比較が可能になる初めての年度となりました。

内部統制報告書における結論として「有効」と表明しなかった企業は合計で 22 社にとどまり、昨年の 65 社（209 年 7 月末時点）からは大きく減少しました。内部統制報告書の記載内容は多岐にわたることから、これを詳細に分析することによって、全体としての傾向が見えてくることを期待しています。また、外部監査人による財務諸表監査及び内部統制監査の結論との関係についても、その関係を明らかにすべく検討を進めました。

なお、基礎データの検証を重ねた結果、過去に公開した数値と誤差が生じている場合がありますが、その点につきましては、あらかじめご了承ください。

1. 提出会社の状況

2010 年 3 月期に内部統制報告書を提出した企業は、2,601 社でした。前年同期に提出した企業数と比較すると、次のようになります。

	2009 年 3 月期提出社数	2,670
増加	新規上場	25
	前年度遅延	3
	決算期変更	7
	増加合計	35
減少	上場廃止（統合等含む）	98
	決算期変更	4
	提出遅延	2
	減少合計	104
	2010 年 3 月期提出社数	2,601

2. 表紙の記載事項

■ 提出日について

内部統制報告書の提出日については、次のようになりました。曜日の関係から、月末近くに提出された企業が多いことがわかります。なお、提出期日を過ぎて7月1日に提出した企業が1社ありましたが、これはシステムトラブルによる影響ということであり、いわゆる提出の遅延ではありませんので、注意が必要です。内部統制報告書の提出が遅延した企業は2社存在しました。なお、内部統制報告書は、有価証券報告書と同時に提出されます。

提出日	提出社数	割合
6月18日 以前	112	4.3%
6月21日 (月)	63	2.4%
6月22日 (火)	57	2.2%
6月23日 (水)	145	5.6%
6月24日 (木)	221	8.5%
6月25日 (金)	518	19.9%
6月28日 (月)	308	11.8%
6月29日 (火)	731	28.1%
6月30日 (水)	445	17.1%
7月1日 (木)	1	0.0%
合計	2,601	100%

■ 最高財務責任者の記載

市場	最高財務責任者の記述				(参考：前年度の記載割合)
	記載なし	記載あり	総計	記載割合	
東証一部	1,028	304	1,332	22.8%	22.7%
東証二部	265	61	326	18.7%	17.5%
JASDAQ	430	92	522	17.6%	17.8%
大証一部	17	5	22	22.7%	20.0%
大証二部	115	26	141	18.4%	19.0%
名証一部	7	0	7	0.0%	0.0%
名証二部	45	5	50	10.0%	9.4%
札証	8	2	10	20.0%	20.0%
福証	14	2	16	12.5%	11.1%
東証マザーズ	53	20	73	27.4%	35.1%
大証ヘラクレス	51	16	67	23.9%	28.6%
名証セントレックス	8	4	12	33.3%	33.3%
札証アンビシャス	5	0	5	0.0%	0.0%
福証 Q-Board	1	0	1	0.0%	0.0%
その他	16	1	17	5.9%	19.0%
合計	2,063	538	2,601	20.7%	20.9%

最高財務責任者の記載は、前頁の表のようになります。前期と比較しても特筆すべき事項は存在していません。全体としては、約 20%の企業が記載していることがわかります。

なお、集計にあたって JASDAQ-NEO については JASDAQ に合わせて集計しました。その他には、非上場等の企業が含まれています。

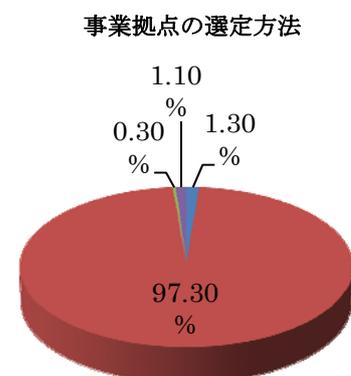
3. 評価の範囲等に関する事項

内部統制報告制度における内部統制の有効性評価は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」（以下、「基準」とします）及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下、「実施基準」とします）に従って実施されますが、その評価範囲の決定に関し、前年に提出されている内部統制報告書との比較を行いました。評価範囲決定の判断基準が異なることにより、最終的に企業が実施した評価の範囲の変更につながる可能性が高まります。

■ 事業拠点の選定方法

全社的な内部統制の評価範囲は、実施基準において「原則として、すべての事業拠点について全社的な観点で評価する」「ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを妨げるものではない」と定められています。一方で金融庁が公表した Q&A（問 3）では、「例えば、売上高で全体の 95%に入らないような連結子会社は僅少ななものとしてはずすといった取扱い是一般的なものである」と記載されております。決算・財務報告プロセスの全社的な観点で評価する部分にも影響するため、選定の方法は重要です。最も多い記載方法は「僅少な事業拠点を除くすべて」であり、約 97%が当該表記をしていました。

事業拠点の選定方法	2010年3月期		参考：前年度割合
	社数	割合	
全体の 95%	34	1.3%	1.6%
僅少な事業拠点を除くすべて	2,532	97.3%	96.2%
その他	7	0.3%	0.7%
記載なし	28	1.1%	1.6%
合計	2,601	100.0%	100.0%



「僅少な事業拠点を除くすべて」には「すべての事業拠点」を対象にすると記載したものも含まれています。両者は厳密には異なりますが、記載上「全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては」あるいは「原則として」すべての事業拠点を対象とした旨の記載が多く、「僅少な事業拠点を除く」ものと内容について異なるか判断が困難であったためです。

傾向としては、「僅少な事業拠点を除くすべて」としている割合が徐々に増えています。

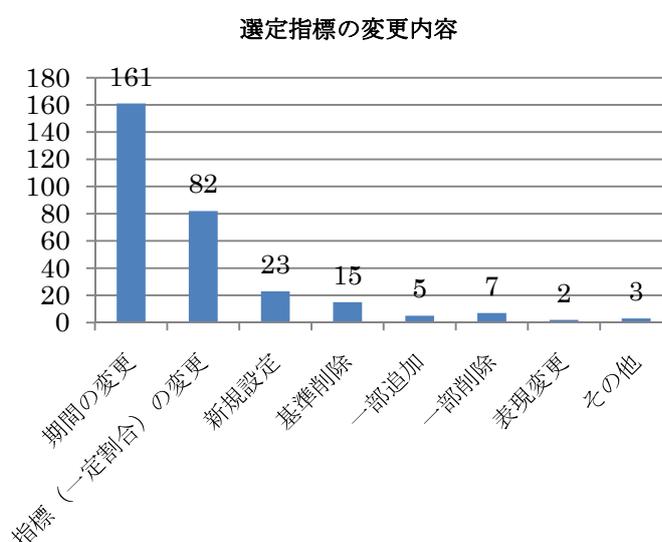
- 全体の95%
- 僅少な事業拠点を除くすべて
- その他
- 記載なし

■ 重要な事業拠点の選定指標

重要な事業拠点を選定するために、各社の判断により、例えば売上高等の指標を用います。いつ時点のどの基準を用いて選定指標とするのかについて明確に定められていません。また金融庁のQ&A（問104）では「業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき」と記載されています。

評価範囲の選定基準が前年と比較して異なっていた企業は、240社（9.3%）でした。その内訳は次のとおりです。選定基準の変更は、例えば利益基準であったものを売上高基準にするといった基準そのものの変更の場合と、基準自体の変更ではなくその基準値（「一定割合」）を変更した場合に大きく分けられます。

評価対象決定基準の変更内容	社数
期間の変更	161
指標（一定割合）の変更	82
新規設定	23
基準削除	15
一部追加	5
一部削除	7
表現変更	2
その他	3
合計	298



「期間の変更」には、前期の金額から当期の金額への変更や、前期の金額から期間平均を採用した場合への変更が含まれます。「指標（一定割合）の変更」には、基準とする勘定科目の変更や、連結消去前から連結消去後の変更についても含まれます。また「新規設定」には、前期において評価範囲の決定をすることができず、当期から内部統制の有効性評価を行うにあたって評価範囲を決定した場合を含みます。「一部追加」及び「一部削除」は、選定にあたって複数の選定基準を採用していた場合等において、その基準に変更があった場合です。

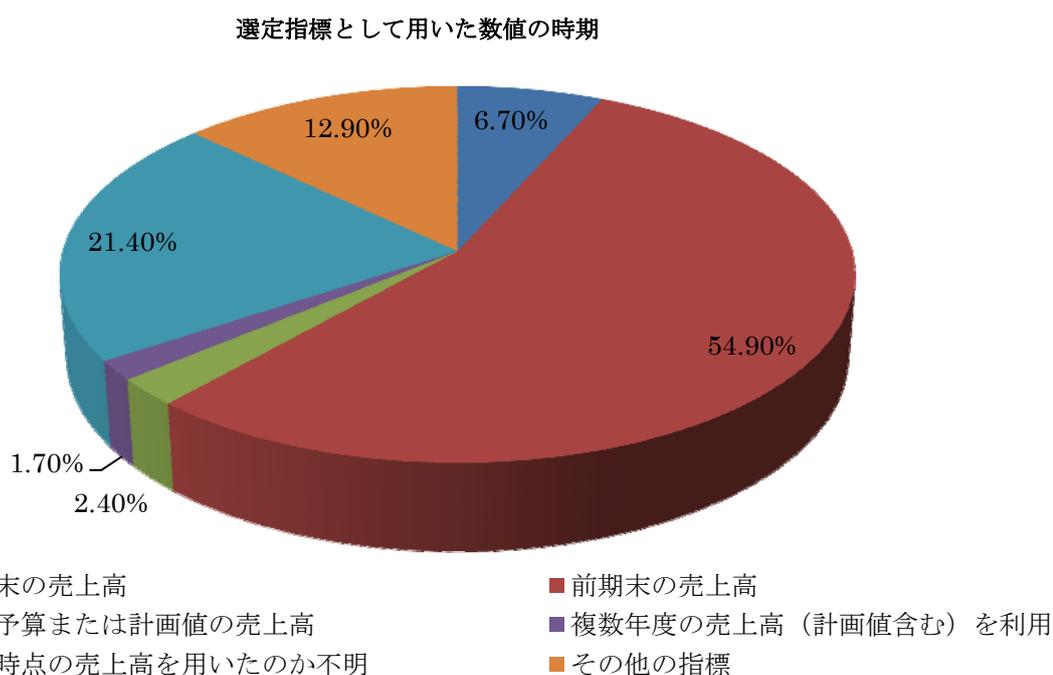
また、延べ数で集計していますので、変更した企業数とは一致しません。

評価対象を変更した企業のうち、例えば実績値から予測値への変更、連結消去前売上高から連結消去後売上高などの変更を行っていた企業の概要は次の通りです。評価基準日は決算日であり、当該決算日時点における実績値（連結開示をしていることから外部公表情報と一致する連結消去後）を選定基準として扱う企業が若干ながらも増加傾向にあることが見て取れます。

変更のパターン	社数
実績値から予測値への変更	8
予測値から実績値への変更	8
前期情報から当期末情報への変更	26
当期末情報から前期末情報への変更	18
連結消去前から連結消去後への変更	12
連結消去後から連結消去前への変更	3
合計	75

このような前期との変更が行われたうえで、前期との間で選定指標として用いた数値の時期を全体として比較すると、次のようになります。

選定指標として用いた数値の時期	2010年3月期		(参考) 前年度割合
	社数	割合	
当期末の売上高	175	6.7%	6.1%
前期末の売上高	1,427	54.9%	53.0%
当期予算または計画値の売上高	63	2.4%	2.3%
複数年度の売上高（計画値含む）を利用	44	1.7%	1.6%
いつ時点の売上高を用いたのか不明	556	21.4%	22.2%
その他の指標	336	12.9%	14.8%
合計	2,601	100.0%	100.0%



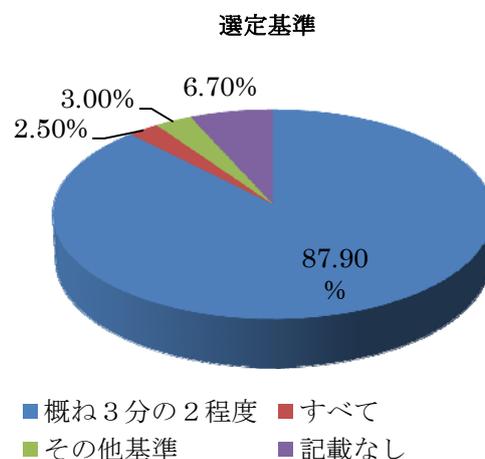
連結グループにおける内部統制の有効性評価が求められていることから、主要な業務プロセスを決定する際には、連結グループ内での取引をどのように取り扱っているのかについても、検討する必要があります。「基準」や「実施基準」においては、連結グループ間取引の取扱について明確に規定されていないことから、各社の判断に依存することになります。

売上高を選定基準として用いている 2,265 社のうち、連結会社間取引の考慮の有無を分析すると、連結会社間消去後の数値を使用している企業が 1,420 社 (62.7%) を占めており、前年度 (59.4%) と比してその割合は増加しています。

重要な事業拠点の選定指標	当期末	前期末	計画値	複数年度	不明	合計
連結会社間取引消去後の数値を使用	111	1,059	37	28	185	1,420
連結会社間取引消去前の数値を使用	21	94	10	4	21	150
連結会社間取引の取り扱いが不明	43	274	16	12	350	695
合計	175	1,427	63	44	556	2,265

上記選定指標を用いて主要な業務プロセスを選定するに当たり、選定指標のどの割合までを重要な事業拠点としたのか分析を行うと、実施基準に従い、概ね3分の2程度とした企業が 2,287 社 (87.9%) と大多数を占めました。その一方で、「すべて」を重要な事業拠点とした企業も 64 (2.5%) にのびりました。

選定基準	2010年3月期		(参考) 前年度割合
	社数	割合	
概ね3分の2程度	2,287	87.9%	86.6%
すべて	64	2.5%	3.3%
その他基準	77	3.0%	3.6%
記載なし	173	6.7%	6.4%
合計	2,601	100.0%	100.0%



■ 評価対象とした勘定科目について

評価範囲を決定した後、評価対象とする勘定科目に至るプロセスを決定しますが、その対象となる勘定科目について比較しました。仮に評価範囲が同一であったとしても、対象となる勘定科目が異なることにより、評価対象となるプロセスが異なることになります。勘定科目は企業の主要な業務プロセスに関するものであるため、企業における主要な業務が変更された場合には、主要な業務プロセスが変更になることについて、注意することが必要です。すなわち、主要な業務プロセスに係る勘定科目の変更は、企業の業容の変化に伴って順次変更されていくことになります。

	勘定科目の変更	基準の変更あり	基準の変更なし	合計
評価範囲の変更あり	勘定科目数が増加	3	5	8
	勘定科目数が減少	2	5	7
	対象とする勘定科目の変更	0	9	9
	勘定科目の変更無し	40	176	216
	小計	45	195	240
評価範囲の変更なし	勘定科目数が増加	0	37	37
	勘定科目数が減少	2	43	45
	対象とする勘定科目の変更	0	38	38
	勘定科目の変更無し	19	2,197	2,216
	小計	21	2,315	2,336
合計		66	2,510	2,576

このように主要な業務プロセスに関する勘定科目数を変更した企業は相当数ありました。しかしながら、当該勘定科目が変更された理由について明確に開示している企業は大変少ないものでした。

開示例：株式会社クロップス

「選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。なお、前事業年度に評価対象であった人件費につきましては、対象とする業務プロセスを総合的に見直したことに伴い、評価対象から除いております。」

■ 個別に追加した業務プロセス

個別に追加する業務プロセスの記載を行っていた企業は 2,421 社あり、全体に占める割合は 93.1%にのぼりました（前期、記載している企業数 2,415 社、全体に占める割合 90.4%）。一方、個別に追加した業務プロセスの有無に言及したうえで、個別に追加する業務プロセスが無い旨、明示している企業も数社存在しました。

■ 企業の重要な事業目的に関連する勘定科目の記載

評価範囲の決定に関する変更等が行われた結果、2010年3月期において公表された内部統制報告書に記載されている評価対象となった勘定科目数は、次のように集計されます。

勘定科目数	記載なし	1	2	3	4	5	6	7	8	9以上	合計
企業数	44	6	66	1,799	326	212	75	34	20	19	2,601
割合	1.7%	0.2%	2.5%	69.2%	12.5%	8.1%	2.9%	1.3%	0.8%	0.7%	100.0%
(参考)前年割合	2.2%	0.2%	2.8%	68.4%	11.8%	8.8%	2.9%	1.4%	0.9%	0.7%	100.0%

実施基準では、主要な業務プロセスの例として「売上」「売掛金」「棚卸資産」としていますが、内部統制報告書において文字通り当該三つの勘定科目のみを記載している企業の本数は 1,477 社（売上高、たな卸資産と表記している企業を含む）であり、全体の 56.8%を占め、非常に大きな割合となりました（前期 1,445 社、54.1%）。前年度との比較の結果、大きな変動は見られず、評価対象として選定した勘定科目数は、前期と比較して 3 つまたは 4 つにした企業が微増しているに止まりました。

また評価対象とした勘定科目を厳密に表示せずに「等」を付している企業が 55 社（2.1%）、勘定科目ではなく業務プロセス名を記載している企業が 22 社（0.8%）存在しました。

4. 評価結果に関する事項

■ 経営者による内部統制の評価結果

経営者により内部統制の有効性を評価した結果、「有効である」と表明しなかった企業は 22 社でした。なお、2010 年 3 月期においては「評価できない」とした企業はありませんでした。

■ 「重要な欠陥」を識別したプロセス

「重要な欠陥」は「決算・財務報告プロセス」から識別されたものが最も多いという結果は、前年と変わりませんでした。

「全社的な内部統制」から識別されたもののなかでは、資産の流用や取締役による権限の逸脱行為など、不正に該当するものの比率が高くなっています。

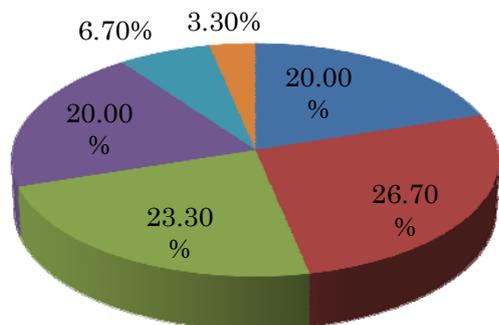
プロセス名	発生件数	発生件数の割合	うち、不正に該当するもの	(参考) 前年度発生件数
全社的な内部統制	11	32.4%	3	17
決算・財務報告プロセス	14	41.2%	1	42
その他の業務プロセス	9	26.5%	2	8
IT 全般統制	0	0.0%	0	1
合計	34	100.0%	6	68

■ 重要な欠陥の判断根拠

「重要な欠陥」と判断した根拠を分析すると、「会計処理の修正」が必要になったことから修正したことを理由とする場合が最も多くありました。「会計処理の修正」は、主に決算・財務報告プロセスにおいて、企業における内部統制が有効に機能しなかったことによって生じた誤りが重要な影響を及ぼすと判断した結果であると考えられます。外部監査人により重要な誤りを指摘され、重要な修正を行ったことに起因して「重要な欠陥」を識別した企業も相当数ありました。前年と比較すると、監査人により誤りを指摘されたことを重要な欠陥の判断根拠としている場合が増加したことが特徴であると言えます。

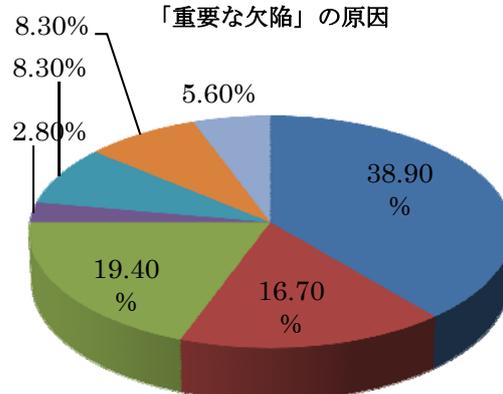
判断根拠	2010年3月期		2009年3月期	
	件数	割合	件数	割合
会計処理の修正	6	20.0%	22	32.4%
会計処理の修正（監査人指摘による）	8	26.7%	14	20.6%
内部統制評価における不備検出	7	23.3%	10	14.7%
不正の検出	6	20.0%	10	14.7%
リスク評価の不備もしくは未実施	2	6.7%	5	7.4%
その他	1	3.3%	7	10.3%
合計	30	100.0%	68	100.0%

「重要な欠陥」の判断根拠



- 会計処理の修正
- 会計処理の修正（監査人指摘による）
- 内部統制評価における不備検出
- 不正の検出
- リスク評価の不備もしくは未実施
- その他

「重要な欠陥」の原因



- 検討・承認手続の不備
- 整備上の不備
- 組織体制上の不備
- 運用上の不備
- モニタリングの不備
- 会計基準への理解不足
- その他

■ 重要な欠陥の原因

重要な欠陥を識別した原因を検討すると、「検討・承認手続の不備」及び「整備上の不備」に関する重要な欠陥の識別が前年と比較して割合として多い傾向にあることが見て取れます。

原因	件数	割合	(参考) 前年度割合
検討・承認手続の不備	14	38.9%	41.9%
整備上の不備	6	16.7%	12.2%
組織体制上の不備	7	19.4%	10.8%
運用上の不備	1	2.8%	9.5%
モニタリングの不備	3	8.3%	8.1%
会計基準への理解不足	3	8.3%	6.8%
その他	2	5.6%	10.8%
合計	36	100.0%	100.0%

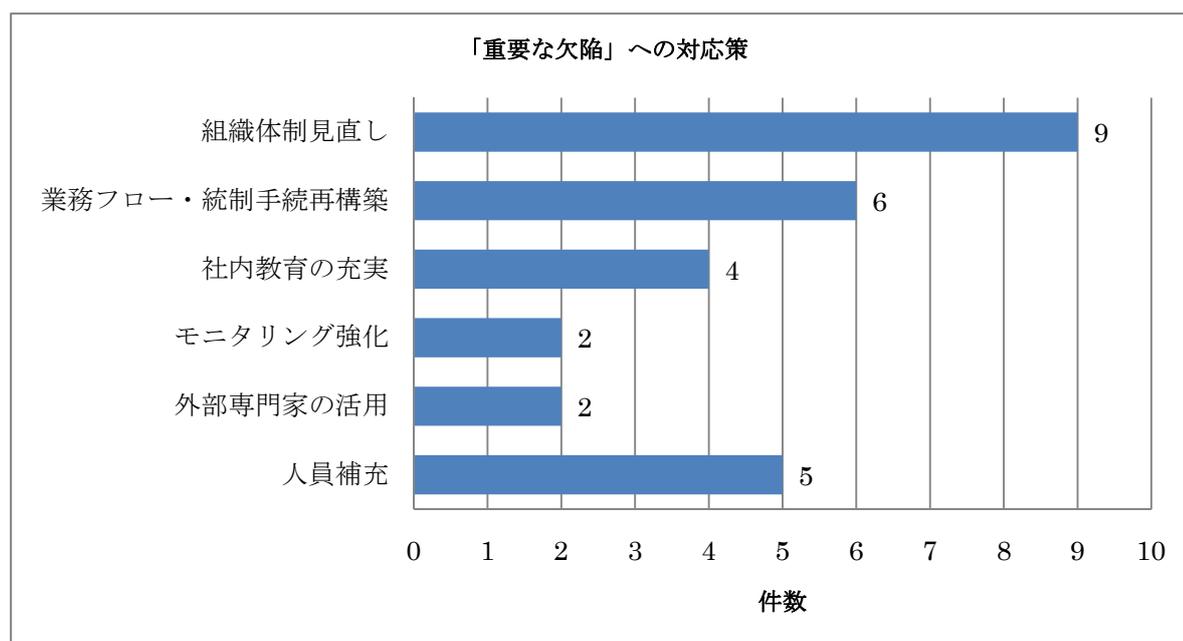
重要な欠陥の原因としては、十分な検討や承認手続が実施されないまま処理が実行された結果、会計処理を修正するに至ったケースが前年に引き続き、割合として多いことがわかります。また、当該手続が不十分であることの検出が不正発見に基づくとした事例が散見されました。

■ 前期から引き続いて「重要な欠陥」を識別した企業

2010年3月期に重要な欠陥を識別した企業のなかには、2009年に引き続いて「重要な欠陥」が存在すると表明した企業もあります。2009年3月期の内部統制報告書における重要な欠陥の原因と2010年3月期の原因は、2009年3月期の内部統制報告書について訂正報告書により「重要な欠陥」が存在すると表明した企業を除くと、同一の理由に依るのではなく、別の原因によって「重要な欠陥」が識別されています。すなわち、2009年3月期に識別した「重要な欠陥」は改善されたものの、それとは異なる内部統制に重要な欠陥が識別されたということになります。

■ 重要な欠陥への対応策

重要な欠陥を識別した企業には、その対応策を内部統制報告書において明記している企業があります。その対応策としては、前期においては人員補充する旨の記載が最も多く21件ありましたが、当期については組織体制を見直す旨の記載が最も多くなり、続いて業務フロー・統制手続再構築となりました。重要な欠陥と判断した原因で最も多かった「検討・承認手続の不備」や、それに続く「組織体制上の不備」を改善するための対応策としては、順当であると考えられます。



■ 監査人の変更と経営者による意見との関係

2010年3月期に監査人の変更を実施した企業とそうでない企業との間で経営者の意見表明に与える影響の有無を検討しました。その結果、次のような傾向が現れました。

監査法人の変更	経営者による意見の推移	社数	占める割合
変更あり	有効→有効	102	82.9%
	有効→有効でない	5	4.1%
	有効でない→有効	13	10.6%
	有効でない→有効でない	3	2.4%
	小計	123	100.0%
変更無し	有効→有効	2,397	97.7%
	有効→有効でない	7	0.3%
	有効でない→有効	42	1.7%
	有効でない→有効でない	7	0.3%
	小計	2,453	100.0%
合計		2,576	

※ 「有効でない」には「評価できない」を含みます。

監査法人を変更した場合を変更していない場合と比較すると、それぞれの場合に占める「有効→有効でない」の比率が高くなっています。同様に「有効でない→有効」となっている場合も監査法人が変更になった場合が多いですが、それぞれの場合に占める割合を考慮すると、前者の影響度が大きく出ていると考えられます。

なお、監査法人の変更を、大手と中小に分けて検討した場合、次のように集計されます。

変更のパターン	経営者による意見の推移	社数
大手→大手	有効→有効	18
	有効でない→有効	1
大手→中小	有効→有効	45
	有効→有効でない	2
	有効でない→有効	5
	有効でない→有効でない	1
中小→大手	有効→有効	7
	有効でない→有効	1
中小→中小	有効→有効	32
	有効→有効でない	3
	有効でない→有効	6
	有効でない→有効でない	2
合計		123

※ 「有効でない」には「評価できない」を含みます。

「重要な欠陥」を識別した企業の数が増加した結果を反映し、全般的に監査法人の変更の有無にかかわらず前期有効でない企業が有効としたケースは多くなっています。監査法人の変更と経営者による内部統制評価の結論との関係において、特筆すべき事項は発見されませんでした。

5. 付記事項

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象がある場合や事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載することとなっています。また、米国基準で内部統制報告書を提出する場合には、その主要な相違点を付記事項として記載するケースが多くなっています。

付記事項を記載している企業は合計で 115 社であり、昨年の 138 社から減少しました。記載の内訳は次のとおりです。

記載内容	2010年3月期社数	2009年3月期社数
後発事象について記載	77	99
是正措置について記載	7	19
主要な相違点について記載	19	20
合計	103	138

■ 後発事象の記載内容

後発事象について記載した企業の記載内容を分析した結果としては、買収による子会社の取得や合併・会社分割・株式移転・事業譲渡等の企業結合等に関連した組織再編に関する事項が最多となっています。

記載内容	2010年3月期社数	2009年3月期社数
企業結合等の組織再編に関連する事項	49	69
基幹システムの変更等情報システムに関する事項	24	21
会社機関の変更等の企業統治に関する事項	2	4
社外への外部委託等のアウトソーシングに関する事項	-	3
その他	4	4
合計	79	101

延べ数で集計していますので、「重要な欠陥」を識別した企業数とは一致しません。

■ 是正措置の記載内容

是正措置について記載した企業 7 社のうち、是正措置を完了し、提出日現在の内部統制の整備及び運用状況の有効性評価を実施した上で「有効である」との記載を行った企業は 3 社でした。是正措置について記載した企業には、複数の「重要な欠陥」を認識し、その一部については改善済み、との記載もありました。

是正措置の記載内容としては、「決算処理プロセスの改善」及び「業務フローの整備・運用」が 4 件、「組織体制整備」に関する内容が 5 件となっております。なお、是正措置の記載件数は延べ数で集計していますので、是正措置について記載した企業の合計とは一致しません。

提出日現在の有効性	対象	社数
有効 (3社)	決算処理プロセスの改善	1
	業務フローの整備・運用	1
	管理体制整備	2
	合計	4
有効でない (4社)	決算処理プロセスの改善	1
	業務フローの整備・運用	1
	管理体制整備	3
	合計	5

6. 特記事項

財務報告に係る内部統制の評価について特記すべき事項がある場合には、その旨及び内容を記載することになっています。この特記事項を記載した企業は 16 社という結果になり、前年の 14 社よりも僅かに増加しました。

記載内容としては、期中に認識された内部統制上の不備に対する是正措置についての記載が最も多く、

続いて組織再編に関する記載となりました。期中に発見された重要な欠陥に相当する内部統制上の不備に関する改善内容の記載が目立つ結果となりました。

記載内容	2010年3月期社数	2009年3月期社数
期中に実施した是正措置について記載	8	3
基幹システムの移行予定について記載	1	3
合併協議を進めているとの記載	3	3
その他	4	5
合計	16	14

7. 監査報告書

■ 内部統制報告書の結論と内部統制監査報告書の結論

2010年3月期における内部統制報告書に記載される経営者の意見について「意見不表明」としたものはありませんでした。その影響もあって、経営者の意見に対して付される監査人による内部統制監査に関する監査意見は、すべて適正意見であり、意見不表明を含め適正以外の監査意見は見られませんでした。前年度については「意見不表明とした監査意見もありましたが、本年度についてはすべて適正意見となっています。

(2010年3月期)	内部統制監査				
	適正意見		意見不表明		総計
	追記情報無	追記情報有	追記情報無	追記情報有	
内部統制報告書における結論					
有効	2,487	92	0	0	2,579
有効でない	2	20	0	0	22
意見不表明	0	0	0	0	0
総計	2,489	112	0	0	2,601

(2009年3月期)	内部統制監査				
	適正意見		意見不表明		総計
	追記情報無	追記情報有	追記情報無	追記情報有	
内部統制報告書における結論					
有効	2,499	104	0	0	2,603
有効でない	2	53	1	0	56
意見不表明	0	0	8	1	9
総計	2,501	157	9	1	2,668

任意提出である企業のうち2社については、内部統制監査報告書が添付されていないので、集計から除外しています。

■ 内部統制報告書の結論と監査報告書の結論

2009年3月期においては、財務諸表監査の結論として限定付適正意見又は意見不表明とした例はありましたが、2010年3月期の財務諸表監査の結論としてはすべて適正意見でした。経営者が表明する内部統制報告書における結論を「有効でない」とした場合にも、結果的に財務諸表監査の結論として適正意見が付されたことになり、内部統制の有効性評価と最終的に生成される財務諸表の適正性との間の相関関係は、前年と比してもさらに関係が読み取れない結果となりました。

(2010年3月期)	財務諸表監査					総計
内部統制報告書における結論	適正意見		限定付適正意見		意見不表明	
	追記情報無	追記情報有	追記情報有	追記情報無	追記情報有	
有効	1,976	603	0	0	0	2,579
有効でない	6	16	0	0	0	22
評価できない	0	0	0	0	0	0
総計	1,982	619	0	0	0	2,601

(2009年3月期)	財務諸表監査					総計
内部統制報告書における結論	適正意見		限定付適正意見		意見不表明	
	追記情報無	追記情報有	追記情報有	追記情報無	追記情報有	
有効	1,729	875	0	1	0	2,605
有効でない	26	28	1	0	1	56
評価できない	2	6	0	0	1	9
総計	1,757	909	1	1	2	2,670

■ 内部統制監査報告書の結論と監査報告書の結論

2010年3月期においては、内部統制監査の意見としては適正意見のみであり、また財務諸表監査における監査意見も適正意見のみであったことから、内部統制監査報告書の結論と監査報告書の結論との関係については、相互にすべて適正という結果になりました。

(2010年3月期)	財務諸表監査			
内部統制監査	適正意見	限定付適正意見	意見不表明	総計
適正	2,601	0	0	2,601
意見不表明	0	0	0	0
総計	2,601	0	0	2,601

(2009年3月期)	財務諸表監査			
内部統制監査	適正意見	限定付適正意見	意見不表明	総計
適正	2,656	2	0	2,658
意見不表明	8	0	2	10
総計	2,664	2	2	2,668

任意提出である企業のうち2社については、内部統制監査報告書が添付されていないので、集計から除外しています。

(注)

1. 当報告書において「大手監査法人」は、ビッグ4と呼ばれるグローバルファームと提携している「新日本有限責任監査法人」「有限責任監査法人トーマツ」「あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）」「あらた監査法人」を指しています。したがってこれら4つ以外の監査法人は中小監査法人として分類しています。また分類上、個人も中小監査法人に含まれます。
2. 本件に関するお問い合わせ先

レキシコム総合研究所（株式会社レキシコム内）

担当：楢山（すぎやま）

Mail：contact@lexicom.jp

TEL：03-6272-6550

<資料1>

レキシコム総合研究所（所在地：東京都千代田区、所長：中原國尋、以下：当研究所と表記）は、2008年4月1日以降開始年度に適用された内部統制報告制度に関し、昨年に引き続いて2010年3月期に決算を迎えた約2,600社が公表した「内部統制報告書」を分析し、速報値として2010年7月1日にその結果を公表いたしました。さらにこの度、前期比較等を行うことが今後の各企業における有用な意思決定情報に資すると判断し、昨年度に引き続き、詳細な分析の結果を公表いたしました。

当研究所は、公認会計士が中心になって活動しているコンサルティング会社が共同で設置した研究所であり、会計監査に関する情報を中心に分析を行っている組織です。

■ 分析の目的

内部統制報告制度に基づき、年度を通じた期間において「内部統制報告書」が公表されるのは2009年3月期が初めてとなります。内部統制報告制度は、金融庁の諮問機関である企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に従って、企業内における内部統制の評価及び外部監査人による内部統制監査が行われています。

3月末日決算企業の全体としての動向を把握することは、今後の各企業における内部統制報告制度への対応に関する意思決定情報として有用であるという判断から、公表されている情報について詳細に分析し、また前期比較を行った結果を公表いたしました。

詳細情報をご入り用の方は、ご連絡願います。また、マスコミ各社の取材につきましては歓迎いたします。

■ 組織概要

当研究所は、公認会計士が中心となって活動をしている下記に記載の会社を中心となって、会計及び監査に関する調査・研究を中心に、様々な視点から社会に有用と考えられる情報を発信するために設立されました。

株式会社レキシコム 代表取締役 中原國尋 <http://www.lexicom.jp/>

TY コンサルティング株式会社 代表取締役 中野敬久 <http://www.ty-consul.co.jp/>

株式会社 elecolle (エレコレ) 代表取締役 梶山嘉洋 <http://www.elecolle.co.jp/>

名称 : レキシコム総合研究所

目的 : 会計及び監査に関する調査・研究、情報の収集

所在地 : 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル (株式会社レキシコム内)

電話番号 : 03-6272-6550

URL : <http://ri.lexicom.jp/>

■ 所長略歴

中原 國尋 一公認会計士・システム監査技術者・公認内部監査人

株式会社レキシコム 代表取締役

特定非営利活動法人 日本 IT 会計士連盟 副代表理事

日本公認会計士協会 IT 委員会 監査 IT 対応専門委員、IT 教育専門委員